（略）	（略）	（略）
第三十二条の二	（略）	（略）
	第八十一条の二第二項、第八十二条の六第一項又は第九十一条の二十七第二項	第九十一条の十九第二項、第九十一条の二十一第二項、第九十一条の二十二第二項又は第九十一条の二十六第二項
	脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。）	脱退一時金相当額、残余財産（法第九十一条の二十第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）又は個人別管理資産金法第五十四条の五第二項
（略）	（略）	（略）
第三十条第一項	脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）	脱退一時金相当額、残余財産の額若しくは個人別管理資産の額（当該中途脱退者（令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。）、終了制度加入者等（法第九十一条の二十第一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等をいう。）又は企業型年金加入者であった者（法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。）の給付に充てる部分に限る。）
（略）	（略）	（略）
第九十一条の二十四第一項	第九十一条の二十三第一項	
第三十三条第三項	遺族給付金	法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十一第三項又は第九十一条の二十一第三項の遺族給付金
第四十七条	第九十一条の二十五において準用する法第四十七条	第九十一条の二十四において準用する法第四十七条